

⚠️ ご注意いただきたいこと

■ 共済掛金払込免除制度について

災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態または所定の疾病重度障害状態となった場合には、以後の共済掛金(特約を含む)はいただきません。ただし、原因等により免除にならない場合があります。

■ 高額契約掛金優遇制度について

主契約およびそれに付加された次の特約を対象として、その共済金額等の合計額が契約単位で2,500万円以上となる場合には、お払込みいただく共済掛金に割安な「高額契約に適用する共済掛金率」が適用されます。

【対象となる特約】

定期特約、更新型定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約

■ 指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

受取人となる被共済者が、病気やケガにより共済金等を請求できない身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人がその共済金等を代理請求することができます。

(例) 病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき

※指定代理請求人に共済金等を既にお支払いしている場合は、その後共済金等の受取人からその共済金等についてご請求を受けても重複してお支払いはいたしません。

※ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人による代理請求ができない場合があります。

■ 扱別について

告知書扱い、診査医扱いがあります。

※扱別は加入年齢、共済金額等により異なります。また、医師の診査が必要なご契約でも、健康診断結果表等を提出することにより医師の診査にかえることもできます(ただし、所定の条件があります)。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済の資料請求サイト



はじめて共済

検索

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから

「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。

Webマイページとは?

Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでも・どこでも、ご契約内容の確認や変更ができるようになります。



<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp>



JA共済アプリとは?

JA共済をもっと身近に、もっと便利に。Webマイページにワンタッチで!

※アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。
※スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの場合ご利用いただけません。



<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp/jakyosaiapp>

げんきなカラダプロジェクト・あんしんくらしプロジェクト

みんなで一緒に健康をつくる「げんきなカラダプロジェクト」。いえ、くるま、農業といった大切なものを支える「あんしんくらしプロジェクト」。この2つのプロジェクトで、みなさまの豊かな生活づくりをサポートしていきます。専用ホームページでは、健康増進や防災・減災等のサービスのご紹介、各種イベントのご案内、お役立ち情報などを掲載しています。ぜひご覧ください!



<https://service.ja-kyosai.or.jp>



JA共済の健康・介護ほっとライン

シアワセイチバン コンサルタント

看護師・介護支援専門員(ケアマネジャー)・医師(精神科・心療内科を除く)・栄養士による電話相談サービス

※医師・栄養士による相談は予約になる場合もあります。

0120-481-536

●ご相談の内容、性質等により回答できない場合があります。ご了承ください。
●共済に関するご相談については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

無料
利用時間
24時間・365日

JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ 0120-536-093

受付時間: 9:00~18:00(月~金曜日) 9:00~17:00(土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは



ご加入いただける年齢
0歳~75歳

終身共済

一生涯にわたって備えられる万一保障

守りたい人がいる。
守りたい暮らしがある。



保障内容

ご契約例

このプランにご加入いただける年齢

0歳～75歳

*ご加入いただける年齢はプランによって異なります。

このプランには、下記の**特約**と**制度**も含まれています。

指定代理請求特約
受取人となる被共済者が、共済金等を請求できない身体状況にある場合などに、あらかじめ指定された方が代理請求することができます。

共済掛金払込免除制度
病気・災害により所定の状態になった場合、**以後の共済掛金はいただきません。**

ご契約例

加入年齢:**30歳**

主契約

- 共済金額:200万円
- 共済掛金払込終了年齢:60歳

特約

- 指定代理請求特約

共済掛金(2023年4月現在)

男性月払い **5,018円** 男性年払い **58,720円**
女性月払い **4,792円** 女性年払い **56,064円**

(共済掛金の払込経路が口座振替扱いの場合)

ポイント

1 一生涯にわたって
万一の保障を確保できます。

2 死亡時だけでなく、
所定の重度要介護状態や
第1級後遺障害の状態も保障します。

3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は
「共済掛金払込免除」によりいただきません。

仕組図



+ 必要に応じて保障(特約)をプラス!

主契約の共済掛金払込期間満了日*までの上乗せ保障

※99歳払込終了のときは指定期間の満了日

定期特約



一定期間中の万一のときの保障を充実

更新型定期特約



一定期間ごと(10年または15年)の万一のときの保障を充実

生活保障特約



万一のときに所定の回数*、生活保障年金をお支払い

※10回または15回の確定年金です。

家族収入保障特約



万一のときに、所定の期間*が終了するまで、生活保障年金をお支払い

※特約の共済期間が満了するまでの確定年金です。

80歳までの上乗せ保障

災害給付特約

災害や特定感染症による万一のときの保障とともに、災害による後遺障害の状態に対してその程度に応じて災害給付金をお支払い

災害死亡割増特約

災害や特定感染症による万一のときの保障を充実

共済掛金(例)

お申込みいただく共済掛金(一部抜粋)

加入年齢(歳)	男性	
	月払い	年払い
15	3,256円	38,104円
20	3,700円	43,280円
25	4,264円	49,882円
30	5,018円	58,720円
35	6,076円	71,080円
40	7,656円	89,578円
45	10,278円	120,254円
50	15,466円	180,954円
55	30,828円	360,690円

主契約

- 共済金額:200万円
- 共済掛金払込終了年齢:60歳

特約

- 指定代理請求特約

(2023年4月現在)

加入年齢(歳)	女性	
	月払い	年払い
15	3,106円	36,338円
20	3,526円	41,260円
25	4,068円	47,604円
30	4,792円	56,064円
35	5,802円	67,890円
40	7,318円	85,618円
45	9,834円	115,050円
50	14,826円	173,464円
55	29,698円	347,474円

●上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

●終身共済にご加入いただける年齢は0歳～75歳です。プランによって異なりますので、詳しくはお近くのJAまでお問い合わせください。

割りもし金

割りもし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しになれます。ただし、割りもし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。

返れい金

解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい金としてお支払いしますが、場合によってはお支払いできないことがあります。

おもな特約

その他にも被共済者の余命が医師により6か月以内と診断された場合に共済金を前払いする「生前給付特約」や、特定の損傷(骨折や関節脱臼など)を保障する「特定損傷特約」等があります。

保障(特約)をプラスした加入例

ご契約例

加入年齢:**30歳**

主契約

特約

- 共済金額:200万円
- 共済掛金払込終了年齢:60歳
- 定期特約:800万円
- 災害給付特約:500万円
- 災害死亡割増特約:500万円
- 指定代理請求特約

共済掛金(2023年4月現在)

男性月払い **7,939円** 男性年払い **92,936円**
女性月払い **6,737円** 女性年払い **78,792円**

(共済掛金の払込経路が口座振替扱いの場合)

主契約払込終了後特約共済掛金<年払>^{注2}

男性 **3,800円** 女性 **3,100円**



※主契約の共済掛金の払込期間満了日の翌日以後において、この特約の共済金額が主契約の共済金額を超える場合は、主契約の共済金額に相当する額に減額されます。

	60歳まで	60歳～80歳まで	80歳以降は
病気で万一のとき	1,000万円	200万円	200万円
災害で万一のとき	2,000万円	900万円	200万円

注1 主契約・定期特約の共済掛金払込みは60歳まで、災害給付特約・災害死亡割増特約の共済掛金払込みは80歳までとなります。

注2 月払契約であっても、主契約共済掛金払込終了後の特約の共済掛金払込みは年払いに変更されます。

●「万一のとき」とは、死亡・所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態のいずれかに該当する場合のことです。